ashurst

英国弁護士の視点から見た Brexitのこれまでとこれから

岩村浩幸
パートナー弁護士
アシャースト法律事務所

2019年3月

自己紹介

- アシャースト法律事務所ロンドンオフィス　コーポレート部門　パートナー
- 資格
  - 2003年米国法弁護士（NY州及びNJ州）
  - 2005年英国法弁護士（英国及びウェールズ）
- 専門
  - 会社法全般（M&A、組織再編、会社清算、一般契約書のレビュー）
  - コンプライアンス（GDPR、競争法、贈収賄法、雇用法　等）

ashurst

これまでの経緯・
これから起こること

ashurst

EUの歴史と英国のこれまでの関係

1952	欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC設立）
1958	ローマ条約発効、欧州経済共同体(EEC)設立、欧州原子力共同体(EURATOM)設立
1967	ブリュッセル条約、ECSC/EEC/EURATOMがECに統合
1973	英国がECに加盟
1975	英国でのEC残留・離脱に関する国民投票（残留派が勝利（67%:33%））
1979	欧州通貨制度（EMS)発足 → 英国は不参加
1987	単一欧州議定書発効
1993	マーストリヒト条約発効　EUが誕生
1995	シェンゲン協定が発効 → 英国は不参加
1999	ユーロ導入 → 英国は不参加
2003	ニース条約発効（加盟国拡大に対応する機構改革）
2004-7	ポーランド、ハンガリーなどの東欧諸国の加盟
2009	リスボン条約発効（条約改革による欧州連合の深化）
2016	英国でのEU残留・離脱に関する国民投票（離脱派が勝利（52%:48%）

- 戦争を何度も引き起こしてきたドイツを封じ込めることが当初の目的
- 加盟後も英国は重要な政策に参加しないなど、EUとの関係は特別なものだった

ashurst

単一市場と四つの自由

- 単一市場
  - 物やサービスの自由な移動の障害となる域内の障壁や規制が撤廃された統合市場
  - 対外貿易政策に関してはEUがまとめて他国と協議（関税同盟）、共通の政策　等
- 四つの自由
  - 物の移動の自由
    - 関税・量的制限の撤廃
    - 非関税障壁の撤廃（相互認証、物理的・技術的な障壁の撤廃、標準化　等）
  - 人の移動の自由
    - 就業のための国境を越えた移動、加盟国での居住の自由
    - 国籍を理由とした雇用・報酬・その他の雇用条件における差別の禁止
  - サービスの移動の自由
    - 国境を越えたサービスの提供の自由
    - 加盟国における居住・法人の設立を通じたサービスの提供の自由
    - 法人の設立国を理由とした差別の禁止（公共入札など）
  - 資金の移動の自由
    - 資本の移動、直接投資、資産購入のためのローン、保証の提供などの様々な行為を含むEU加盟国間における資金に関する全ての移動に関する自由

EUからの離脱により単一市場へのアクセスとこれらの自由を英国は失う可能性がある

ashurst

EUを支える法律と機関

- EU法
  - EUに関する条約(Treaty on European Union, Treaty on the Functioning of the European Union等)
    - EU加盟国間の「取り決め」
    - 加盟国は条約の条文に従う義務がある
    - Treaty on European Union (EU条約)の50条に離脱の手続が記載されている
  - 指令:Directive
    - EUの法律で指令の内容に沿った国内法の制定により各加盟国において当該国内法の効力が生ずる
    - 英国での国内法はAct/Regulations/Statutory Instrumentsなどが利用される
  - 規則:Regulation
    - EUの法律で国内法の制定を待たずして直接、各加盟国において法的効力を生ずる
    - 矛盾する国内法に優先する(primacy of EU law)
    - 国内法で補足がされることもある
  - 決定:Decisions
    - 特定の個人・法人などに対してEU機関から出される決定
    - 例:競争法などに関して欧州委員会から出される決定
- EUの機関
  - 欧州理事会:European Council:加盟国元首の集まり。外交・農業政策などのEUの政治的基本方針について協議
  - EU理事会:Council of the European Union:立法機関。加盟国からの閣僚がテーマに応じて集まり協議
  - 欧州議会:立法機関。各国から議員選出(751人)。EU予算管理
  - 欧州委員会:European Commission:行政機関。法律案も提出。各国から委員選出
  - 裁判所:(Civil Service Tribunal →) General Court → Court of Justice (ECJ)

ashurst

国民投票から離脱交渉 ～ 英国の迷走

- 2016年6月23日
  - EU離脱に関する国民投票
  - 離脱派が僅差で勝利（51.9%対48.1%）
- 2017年1月24日
  - 英国最高裁判所において、離脱手続の開始には、英国議会の事前承認が必要とが判断（英国政府の決定だけでは不十分）
  - 裁判により離脱手続きの開始が半年遅れる
- 2017年3月29日
  - 英国政府がEU条約の50条に基づいて欧州理事会へEU離脱の意思を通知
  - 二年間の離脱交渉が開始
- 2017年4月19日
  - 英国で2017年6月8日に総選挙が行われることをメイ首相が決定
- 2017年6月8日
  - 英国総選挙の実施
  - 保守党が単一政党で過半数を獲得できず、アイルランドの民主統一党（DUP）との連立政権を樹立
  - メイ首相の保守党内での求心力が大幅に失われたと見られている

EUが強気な発言を繰り返す中、英国側は離脱の着地点を自身でも分かっていないと見られていた

ashurst

ゆれるEU/ポピュリズムの台頭

- 2017年4・5月　フランス大統領選挙・議会選挙
  - 中道政党のエマニュエル・マクロンが極右政党のルペンに決選投票で勝利し大統領に就任
  - マクロン大統領が率いる新党がゼロ議席から過半数以上を獲得し大勝
  - しかしその後支持率は急落、2018年初頭には50%を切り、2018年末には20%前後
  - 国鉄などを含む労働者の権利に関わる改革や増税が不人気の原因
  - 2018年年末からは全国で大規模な暴動
- 2017年9月　ドイツ連邦議会選挙
  - メルケル首相率いる与党（CDU・CSU）が勝利するも過半数を割り込む大幅な議席の減少
  - 難民受け入れに反対する右派政党であるAfDが初めて議席を獲得するとともに第3党へと躍進
  - 2018年3月にようやくCDU・CSUと第二党であるSPDが連立政権を樹立
  - ネオナチ・反ユダヤの感情が再燃している
- 2018年3月　イタリア総選挙
  - 右派連合が最大議席を獲得するも過半数は取れず
  - ポピュリズム政党である五つ星運動が単独政党として圧勝、中道右派連合に続く第二政党に躍進
  - ほとんどの政党が移民問題の解決を重要政策課題としてあげていた
  - 五つ星運動と右派連合が連立政権を樹立
  - 政治経験の無いGiuseppe Conteが2018年6月1日より首相となる
  - EUルールから逸脱した予算を当初は提出（その後修正）

これらの国々が直ぐにEUを離脱するような動きは見られないが、
国内政治の不安定さがEUの結束やポリシーに与える影響には注意が必要

ashurst

東EU諸国における問題/周辺国の動き

- ポーランド
  - 2015年10月に法と正義の党(Law and Justice party、以下(Pis))が国内の議会選挙で過半数を獲得したのち、政府は以下のような法律を制定:
    - 議会が憲法裁判所(Constitutional Court)の判事と憲法審査会(Constitutional Tribunal)の代表を任命・解任できる、法務大臣が全ての検事と裁判所の代表を任命・解任できる
  - ポーランドの新法がEU条約第2条の基本的な価値を満たしていないとして、EUが調査を実施し、その後2018年7月にEU条約第7条に基づいた違反手続きを開始
    - 欧州理事会において全てのEU加盟国による全会一致で違反が認められた場合にはポーランドは議決権などを停止される可能性がある
- ハンガリー
  - 現政権が2010年に過半数を獲得して政権を樹立した後、様々な法制度の改革を行なった
    - 選挙区域の変更、憲法裁判所の判事の変更、政府の権限の拡大
  - EU政府はこれまでに何度もハンガリーに対して警告を行なってきたが、ハンガリーは無視
  - 2018年9月12日に欧州議会は、ハンガリーの現政権による法制度が様々な点においてEU条約第2条の基本的な価値を満たしていないとして、EU条約第7条に基づいた制裁手続きを開始することを決議
    - 欧州理事会において全てのEU加盟国による全会一致で違反が認められた場合にはハンガリーは議決権などを停止される可能性がある
- ポーランドとハンガリーはお互いに対するEU第7条の下での制裁手続きに関する欧州理事会での投票において、手続きの開始に反対することを表明している

EUの限界の露呈

ashurst

これまでの動き

- 2017年12月8日：共同レポートの発表
  - 交渉の第一フェーズの完了をEUと英国が共同で宣言
  - 以下の3点を特に強調
    - EU在住の英国国民、英国在住のEU市民がそれぞれの国において継続して居住し、かつ福利厚生などを受ける権利を双方が確保する
    - 北アイルランドの住民はこれまで通り英国・EU双方の権利を享受し続け、かつ**北アイルランドとアイルランドの国境には物理的な国境やチェックポイントを設けない形で今後の問題解決を図る**
    - 英国はEUに対する支払義務を果す（£40 billion程度）
- 2018年3月19日：離脱合意のドラフトを発表
  - 発表の段階で離脱の手続きに関する多くのポイントが合意されていた
  - 2020年12月31日までの移行期間を設け、その間は英国は現在と変わらぬ権利と義務を有する
  - 離脱後の貿易関係については今後協議がなされるとされていた
- 2018年6月：英国議会においてEuropean Union (Withdrawal) Act 2018が可決
  - 英国のEU離脱後もEU法が英国で継続して適用される
  - 離脱合意書と将来の関係に関して、議会が投票を行なう
  - 1月21日までに方向性が決まらない場合は、政府がその後の方針を発表する

ashurst

これまでの動き

- 2017年7月6日：メイ首相と全閣僚による首相公式別邸（チェッカーズ）での議論、及び英国政府としての提案を発表
  - 主な内容
    - EUとの間の物品に関する自由貿易地域（free trade area）を確立する
    - 全ての物品について英・EU共通の原則を維持
    - サービスについては規制に柔軟性を持たせるため、異なる取り決めを追及
    - 英・EU間の市場アクセスは現行水準を維持できない
    - 開かれた公正な貿易に関する強固な互恵的約束により、公正な貿易環境を確保
    - 補助金に関する共通の規則を適用し、競争規制当局間の協力を確保
    - 英・EUは環境、気候変動、厚生及び雇用、消費者保護について、高度な規制水準を維持
    - 英EU間の諸合意の一貫した解釈及び適用を実現するために、共同制度枠組み（合同委員会、仲裁手続きなど）を設立
    - 円滑化された通関取り決め（facilitated customs arrangement）
    - 英国とEUが結合された関税地域であるかのように通関検査を免除
  - メイ政権のチェッカーズ案は英国国内及びEUからも強い批判を受けた
    - David Davies, Boris Johnsonなどの閣僚の相次ぐ辞任
- 2018年11月25日：英国と欧州委員会が離脱合意書と将来の関係に関する政治宣言のドラフトの内容を合意したことを発表
  - 欧州理事会はその内容をその後承認
  - 英国の政治家の多くがその内容に反対を表明
    - 複数の閣僚が辞任

ashurst

離脱合意のドラフト

- 基本的な合意事項は以下の通り
  - EU在住の英国国民、英国在住のEU市民がそれぞれの国において継続して居住し、かつ福利厚生などを受ける権利を双方が確保する
  - 5年以上居住した場合は、永住権を得られるようにする
  - 北アイルランドの住民はこれまで通り英国・EU双方の権利を享受し続け、かつ北アイルランドとアイルランドの国境には物理的な国境やチェックポイントを設けない形で今後の問題解決を図る
  - 移行期間終了以前に英国から単一市場に輸入された製品（またはその逆の製品）はそのまま流通させることができる（ただしその市場に出した日を証明することが必要）
  - 移行期間終了前に登録されたEU商標、EUデザイン、共同体植物権利は、追加の手続きの必要無く英国の同様の権利に変換される
  - 英国はEUに対する支払義務を果す
  - 2020年12月31日まで移行期間を設ける
  - 移行期間は1～2年、EUと英国の合意に基づいて延長できる
  - 移行期間終了までに北アイルランドの問題が解決されない場合には、英国が全て貿易同盟に残ると共に、北アイルランドはEUのルールに基本的に従う（バックストップ）

ashurst

昨今の動き

- 2018年12月
  - 英国議会での承認手続きが開始
  - 離脱合意書の内容に反対する保守党内の反EU派、DUP、労働党が反対に回ることで過半数以上の議決を取得することが困難と思われていた
    - 英国政府とEUとの今後の交渉がまとまらなかった際に英国がEUに暫定的に留まるというバックストップに関わる条文に反対が多い
  - 12月11日に予定されていた投票をメイ首相が中止
  - その後メイ首相はEUと再度交渉を開始するも、EU側は離脱合意書に関する交渉の再開を拒否
- 2018年1月
  - 英国議会での審議が再開
  - 1月15日に英国議会での投票が行なわれたが、432対202の大差でメイ首相の離脱案は否決された
  - 1月16日：労働党による不信任決議案の提出と投票が行なわれたが否決
  - メイ首相とその政府が継続して政権を担当することとなった
  - 1月21日：メイ首相が今後の方針を発表
  - 1月29日：議会でバックストップに代わる代替案をEUと模索することが可決
- 2018年2月
  - 2月26日：メイ首相が以下の投票を行なうことを示唆
    1. 3月12日：新しい離脱協定に対する投票
    2. 3月13日：離脱協定が否決された際に合意なき離脱を行なうかどうかについての投票
    3. 3月14日：離脱を延期するかについての投票（6月末を越えない一度限りの延長）

ashurst

これから起こる事（離脱合意がなされた場合）

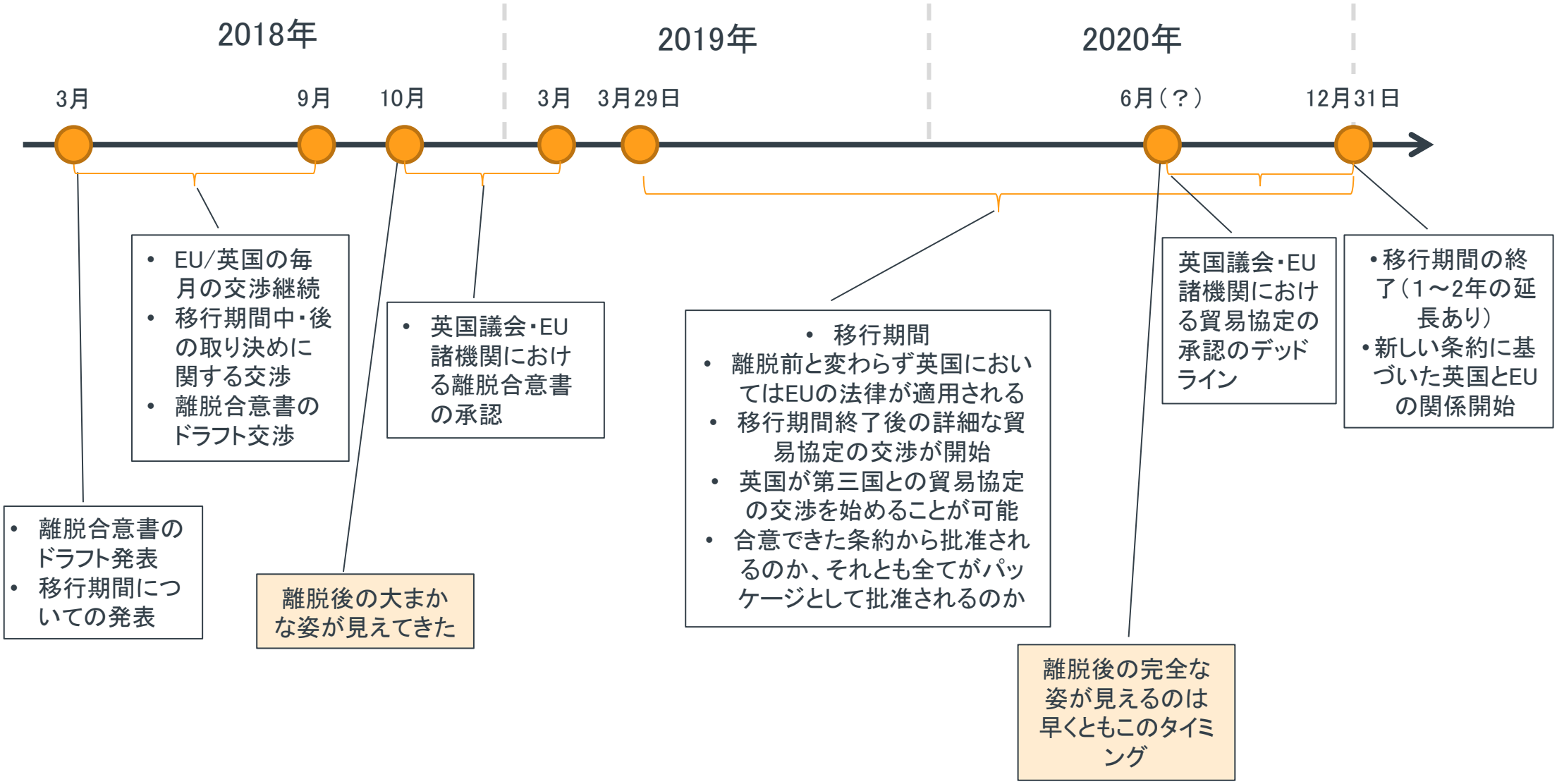

ashurst

法的なインパクトと
日系企業が
取るべき具体的な対応

ashurst

影響を検討しなければならない日系企業のビジネス

- 検討することが推奨されるケース
  - 英国に子会社や支店などの拠点がある
  - 自社やその関係会社が英国に他国（EU含む）から物を輸入したり、英国から国外（EU含む）に物を輸出している
  - EU市場への日本からのアクセスを英国から行なっている
- 検討の必要性が低いケース
  - 英国との取引が直接的にも間接的にも無い
  - EUにおけるビジネスは英国以外のEU加盟国にある販売代理店が行なっており、英国への輸出なども代理店に任せている

本プレゼンテーションでは英国で直接ビジネスを行なっている日系企業にとって必要となるアクションにフォーカスを置いて検討を行なう

ashurst

Brexitにより起こりうるシナリオ

現実的にBrexitにより変化が産まれるシナリオは以下のパターンのみ
（Brexitが起こらないケースは現状どおり）

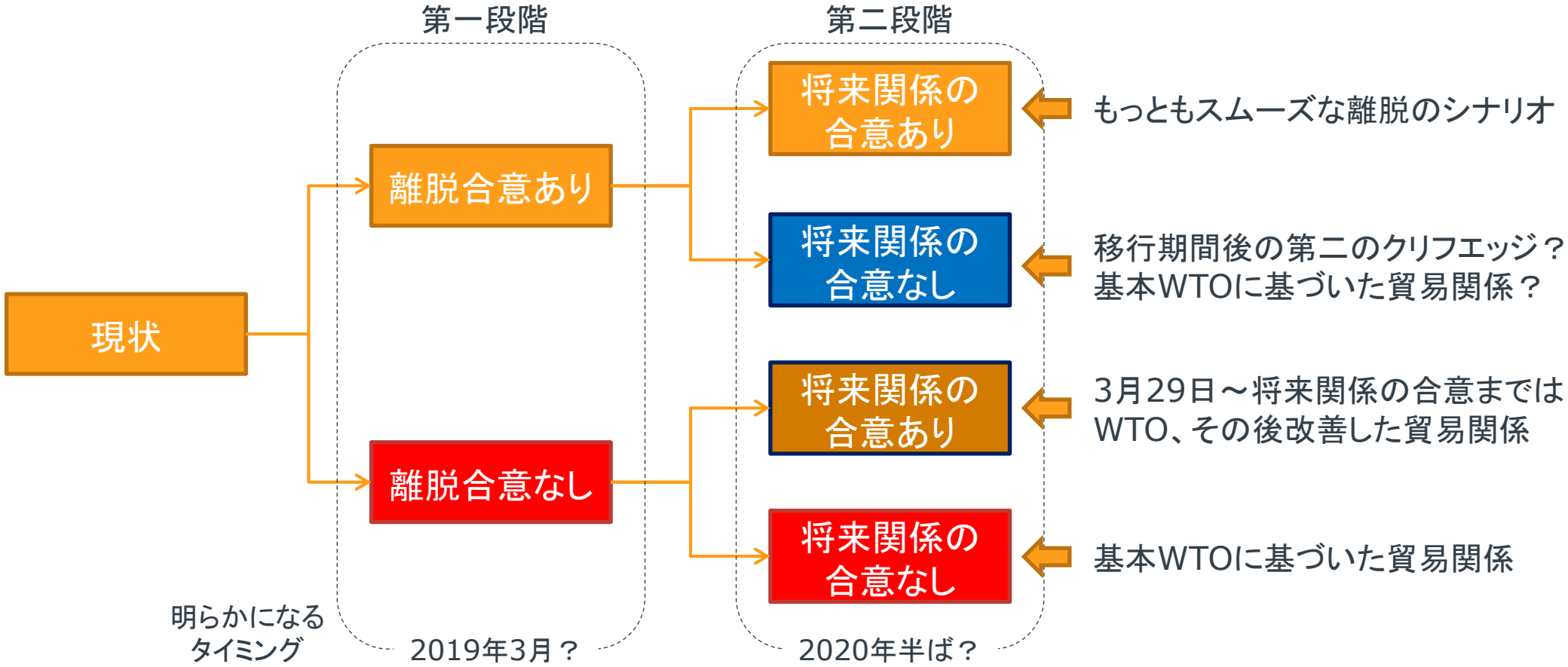

直近で検討が必要なポイントは第一段階のノーディールの際にどうするかで、それ以降のプランは
将来関係の合意が明らかになる2020年半ば以降に検討することが合理的かつ効率的

ashurst

Brexitによる英国法への影響

- 英国に関係するビジネスを行なう日系企業が従わなければならない法律は以下の通り分類できる
  - 純粋な英国国内法
  - EU指令（Directive）に基づいて制定された英国国内法
  - EU規則（Regulation）
  - （他にもECJの決定、委員会の意見などがあるが今回は割愛する）
- 英国の法制度全般において占める割合は純粋な英国国内法が圧倒的に大きい
- 離脱合意が結ばれた際には移行期間が設けられるために、**移行期間中は基本的には法律が変更となることは無い**
- 加えて、2018年6月に施行されたEU離脱法（European Union (Withdrawal) Act 2018）のもとで、英国ではBrexit以降も、**当面の間はEU法が英国法の一部を構成して適用され続ける**
  - 離脱合意が結ばれた場合は移行期間後に、ノーディールの際には2019年3月30日からEU離脱法が適用される
- そのため法律の観点からは日系企業が英国の法律を遵守するために求められる変更は直近ではそれほど多くは無いと予想される
  - ただし中長期的には違いが出てくる可能性は高い

そのためノーディールに備えた検討においての一番重要な点は、EU加盟国での活動におけるEU法の遵守にあたり、英国での活動・仕組みを利用していた場合にどうするかを検討すること

ashurst

純粋な英国国内法に対する影響

- **概要**：EUの条約の下で、EUの基本原則や活動（四つの移動の自由など）に関わらない分野に関する法律を制定する権限をEUは有していないため、英国国内法が優先する
- **どのような分野に関係する法律が含まれるか**
  - 会社の設立
  - 契約書における条文の解釈
  - 不動産取引（リース・売買）
  - 国内の訴訟手続き法
  - 国内の税金の支払い
- **Brexitの主な法的影響**：基本的には無い（離脱合意あるなしに関わらず）
- **ノーディールで気をつけるべき点**
  - Brexitによる英国国内法への直接の影響は無いが、英国がEUから抜けるという事実が契約書の条文の解釈に影響を与えないかは検討が必要
    - 税関手続きの契約で規定されるタイミングへの影響やコストが誰の負担となっているかの確認
    - 取引のテリトリーがEUとなっている場合、今後は英国も含まれるのか
    - 従業員との雇用関係においてビザなどの必要性はカバーされているか

ashurst

EU指令に基づいて制定された英国国内法

- **概要**：EUの基本原則や活動（四つの移動の自由など）に関わる分野に関する法律であるが各国の裁量がそれなりに認められており、各EU加盟国が指令に基づいて制定した国内法を通じて効力が発生しているもの
- **どのような分野に関係する法律が含まれるか**
  - 移民に関わる法律の一部
  - 雇用に関わる法律の一部
  - 金融規制に関わる法律の一部
  - 製品の基準に関わる法律の一部　等
- **Brexitの主な法的影響：**
  - 英国国内における企業活動に関しては、英国EU離脱法の下で、これまでの法律がそのまま継続して当面の間は適用される
    - 特に雇用法などに関してはすぐに大きな変化が起こる可能性は極めて低い
  - EU加盟国が英国で行なわれた手続き（ライセンスの取得、製品の認証等）などを有効であると認める必要は無くなる
- **ノーディールで気をつけるべき点**
  - 英国国内で行なわれている作業・手続きが他のEU加盟国で行なわれる必要性の検討
  - 移民・雇用に関する法律の急激な変化（人の移動の自由の即時撤廃）がビジネスにどの程度の影響を与えるかを検討

ashurst

EU規則

- **概要**: EUの基本原則や活動（四つの移動の自由など）に関わる分野に関する法律で、各EU加盟国の裁量が制限されており、直接EU加盟国において効力を有するもの
- **どのような分野に関係する法律が含まれるか**
  - GDPR
  - REACH
  - 欧州合併規則
  - 貿易に関する共通ルール　等
- **Brexitの主な法的影響**:
  - 英国がEUを抜けた時点で、英国でのEU規則の直接適用は無くなるが、EU離脱法の下で国内法の一部を構成して継続して適用がされる
  - EU加盟国が英国で行なわれた手続き（ライセンス取得、代理人の任命等）などを有効であると認める必要は無くなる
- **ノーディールで気をつけるべき点**
  - 英国国内で行なわれている手続きが他のEU加盟国で行なわれる必要性の検討
  - 通関の手続きなどの変更が自社のビジネスにどの程度の影響を及ぼすかの検討
  - （英国法の下で満たしている基準が今後EUでも十分と看做されるかの検討は将来関係に関する合意がなされてからでも十分？）

ashurst

英国における法律の変化と検討のタイミング

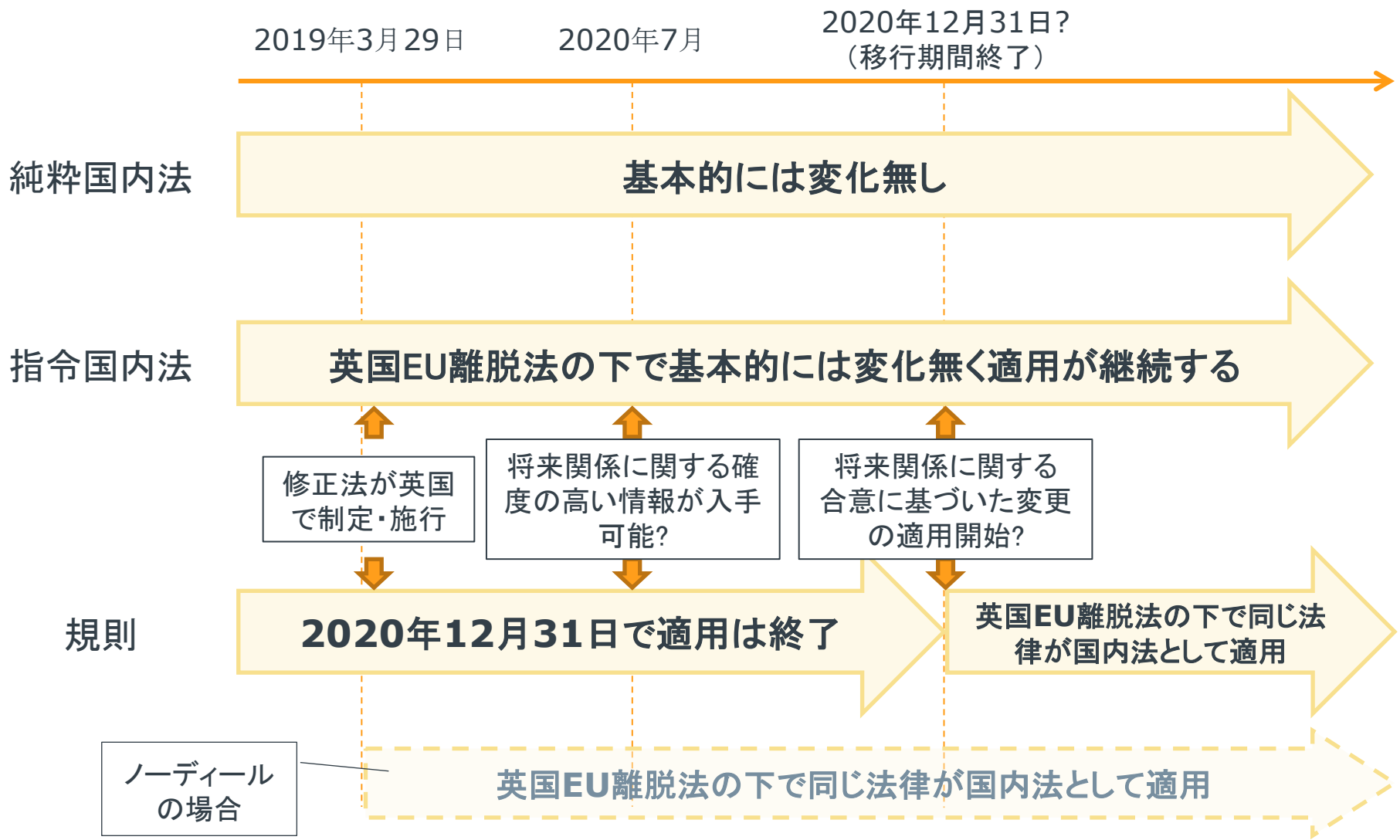

ashurst

将来関係に関する具体的なポイント

- 製品基準
  - 指令で定められているものが多いために、英国国内ではこれまで通りの基準で製品を製造・販売することが出来る
  - 離脱合意のもとで移行期間内は製品の製造・販売をこれまで通り行なうことが出来るうえに、移行期間内に市場に出した製品が移行期間後に止められることなどは無い
  - フレームワーク:
    - 「free trade area, combining deep regulatory and customs cooperation」
    - 貿易に関する技術的なバリアの撤廃に関しても共通の原則を設ける
    - 欧州と英国の諸機関の間の密接な関係の構築
- 輸出入
  - 移行期間内は、税関手続きや関税・物品税・VATの支払いについては、これまでとは変更は無い
  - 移行期間後は、英国においては、これまで使用していたEUのシステムから英国独自のシステムへと変更されていく予定
  - フレームワーク:
    - 「no tariffs, fees charges or quantitative restrictions across all sectors」
    - 信頼される輸出入業者の相互認証、税金の還付の仕組みの共通化
- ライセンス
  - 主に指令で定められているため、英国国内でのライセンス取得などは当面は現状の状態・手続きが維持される
  - パスポーティングの仕組みはなくなる（EU側の決定次第）
  - フレームワーク
    - 金融サービスに関してはequivalence（同等性）の評価を2020年6月までに行ない、英国で認可された企業が、EUでも活動を出来る（その逆も）事とする

ashurst

具体的なポイント

- 雇用・移民
  - 現在英国に居住しているEU市民、及び現在EU加盟国に居住している英国国民は継続してそれぞれの国に居住し続けることが出来る
  - 今後EU市民は他国からの移住者と同じ条件でビザを取得することが求められるようになる
    - 英国政府が2018年12月に今後の方針に関するホワイトペーパーを発表
  - フレームワーク:
    - 短期的な移動・就労に関してはビザ無しで行なえるようにする
    - リサーチ、勉学、トレーニングなどに関する入国条件も別途検討
- 個人情報保護法
  - 英国にはGDPRの適用はなくなるが、英国EU離脱法の下で同じ法律が継続して適用されることになるために、英国国内でのコンプライアンスに関して特に対応は必要ない
  - ただし、日本に所在しているにも関わらずGDPRの直接適用がある限られた企業においては、代理人(Representative)が英国にいた場合には、他のEU加盟国での任命が求められる可能性がある(REACHも同様)
  - ePrivacy Regulationsに関してはまだ委員会と理事会からの案が出ているだけであり、英国での適用が無い可能性もある。準備は正式な法案が可決されてから行なうことで十分。
  - フレームワーク:
    - 2020年末までのEU委員会による英国の適切性認定、及び英国当局によるEU加盟国の適切性認定を行なうことで、英国とEU加盟国間の情報移転に関して特段の手当てを設けずにすむようにする

ashurst

具体的なポイント

- 資金の移動
  - フレームワーク: 自由な資金の移動を可能とする枠組みを設ける
- 知的財産権
  - フレームワーク:
    - Exhaustionに関してはそれぞれが自由な仕組みを設けられるようにする
    - 統一特許裁判所、統一特許については何も触れられていない

ashurst

日系企業の一般的な対応

- ライセンスが必要となる企業はEU加盟国において最低限必要なライセンスを取得
- 製造業者はサプライチェーンが止まる事を防ぐための施策
  - 生産を前倒しして在庫を溜め込む
  - 必要となるパーツの在庫を溜め込む
  - 3月29日以降一時的に生産を停止（例：通常は夏に予定されている設備のメインテナンスを早めて実施）
- 製品の流通経路の検討
  - 例：英国を通してEU加盟国へ流れている製品を直接EU加盟国へ送る
- 3月29日の国外出張を控える
- 従業員の国籍の確認

ashurst

事業閉鎖・縮小の際における留意点

- 英国での事業閉鎖・縮小に伴う従業員の解雇は厳格な手続きに則って行なわれる必要がある
- **整理解雇の検討を具体的に開始した時点で従業員との協議を行なうことが必要！！！**
- **事業所の閉鎖を決定してから従業員と協議を行なうのでは遅すぎる！！！**
  - 会社の最終判断に従業員の意見を反映させる機会を確保することが求められるため
  - 従業員との協議のタイミングが遅れた場合には従業員にひとりにつき最大で90日分の給与に相当する支払いを求められる可能性がある
- イギリス国内だけでなく、日本の親会社における決定においても同様の配慮が必要となる
- 従業員の解雇だけでなく、工場の閉鎖となった場合にはリースの解約や、建物の撤去、環境汚染の問題の解消など様々な問題を検討することが必要となる
  - 閉鎖 v. 売却

ashurst

事業所の閉鎖に伴う整理解雇の主な手続きの流れ（1/2）

1. 事業所の閉鎖・整理解雇の検討開始についての取締役会決定
   - イギリス現地法人の取締役会での決定の前に、（日本の）親会社で決定する場合には、親会社の決定後イギリス現地法人ですぐに決定を行う。
2. 整理解雇の対象者の選定
   - 事業所の閉鎖の場合、このステップは形式的なもの。
3. 影響を受ける従業員全員に対し、整理解雇の可能性を通知
   - 同時にプレスリリースやPR 関連の対策
   - 必要に応じて、後述の従業員代表選任プロセスの説明と、選任に関する書面を同封する
4. 従業員代表の選任
   - 労働組合がある場合でも、労働組合が代表する従業員の属性に含まれない従業員からの代表も選任しなければならない可能性がある
5. 従業員とのコンサルテーション期間
   - (i) 法定の情報を従業員代表に提供した時点から、コンサルテーション期間は開始する
   - (ii) 最初の解雇が行われる45 日前までに開始しなければならない
   - (iii) 事業所の廃止又は解雇の回避若しくは解雇人数を減らす方法や解雇の影響を軽減させる手段（再就職の斡旋など）について、従業員代表と合意を目指して協議を行う

ashurst

事業所の閉鎖に伴う整理解雇の主な手続きの流れ(2/2)

6. 様式HR-1 をSecretary of State for Business, Innovation and Skills 宛に提出し、写しを従業員代表に交付
7. 初回の個別協議の案内を各従業員宛に交付
8. 集団協議を継続
   - 個別協議と並行して行う場合も、個別面談の終了後に行う場合もある
9. 個別協議の実施
   - (i) 少なくとも3 回程度実施するのが一般的
   - (ii) 集団協議により、個別協議を代替することはできない。事業所の閉鎖の最終判断が下される前に、個別協議も行う必要がある
10. 雇用終了の通知を交付
    - 解雇予告期間の給与に相当する金額を支払えば即時に解雇することも可能
11. 従業員による不服申立て

- ※上記は手続きの概要であり、既存の労働協約や整理解雇に関する社内規程の内容など、各社の事情によって、必要な手続きは変わる可能性があります。

ashurst

まとめ

- 英国議会が離脱合意を承認しないことでまだノーディールやBrexitが起こらないという可能性はあり得る
- ただし、企業が施策を直近で検討しなければならないケースはノーディールのときのみ
  - 離脱合意が結ばれる：移行期間の間は現状維持 → 特にアクションを取る必要は無い
  - Brexitが起こらない：変化無し → 特にアクションを取る必要は無い
  - ノーディール：大きな変化が起こる可能性あり → どのような変化が起こりうるかを勘案し、必要な施策を検討
- ノーディールが起こったとしても英国側では基本的には当面の間はこれまで通りの法律を継続して適用すると述べているために、英国内の活動に関する法律のコンプライアンスに関して直ちにアクション取る必要は無い
- 取るべきアクションは主に物理的な混乱から発生するものに対処するために必要になるものになると想定される（関税手続きの煩雑化（書面、税金、遅れ）、パスポーティングの消失）
- 英国が完全にEUを離脱した後に関する対策は2020年半ばからでも問題ない（？）
  - 将来のフレームワークに関する政治宣言を見ている限りでは、多くの関税・非関税障壁が撤廃された貿易関係の構築を目指しているために、現状との変化があまり大きくならない可能性が高い
- JETROのレポート：
  https://www.jetro.go.jp/world/reports/2018/01/a9bfb87b0bb7cd90.html

ashurst

ご静聴有難うございました

岩村浩幸（英国・米国弁護士）

アシャースト法律事務所
E-mail: hiroyuki.iwamura@ashurst.com
電話番号（東京）：03-5405-6210
電話番号（ロンドン）： +44 (0)207-859-3244
Mobile: +44 (0)780-920-0318

ashurst

参考資料

ashurst

英国のEU離脱が英国法に与える影響

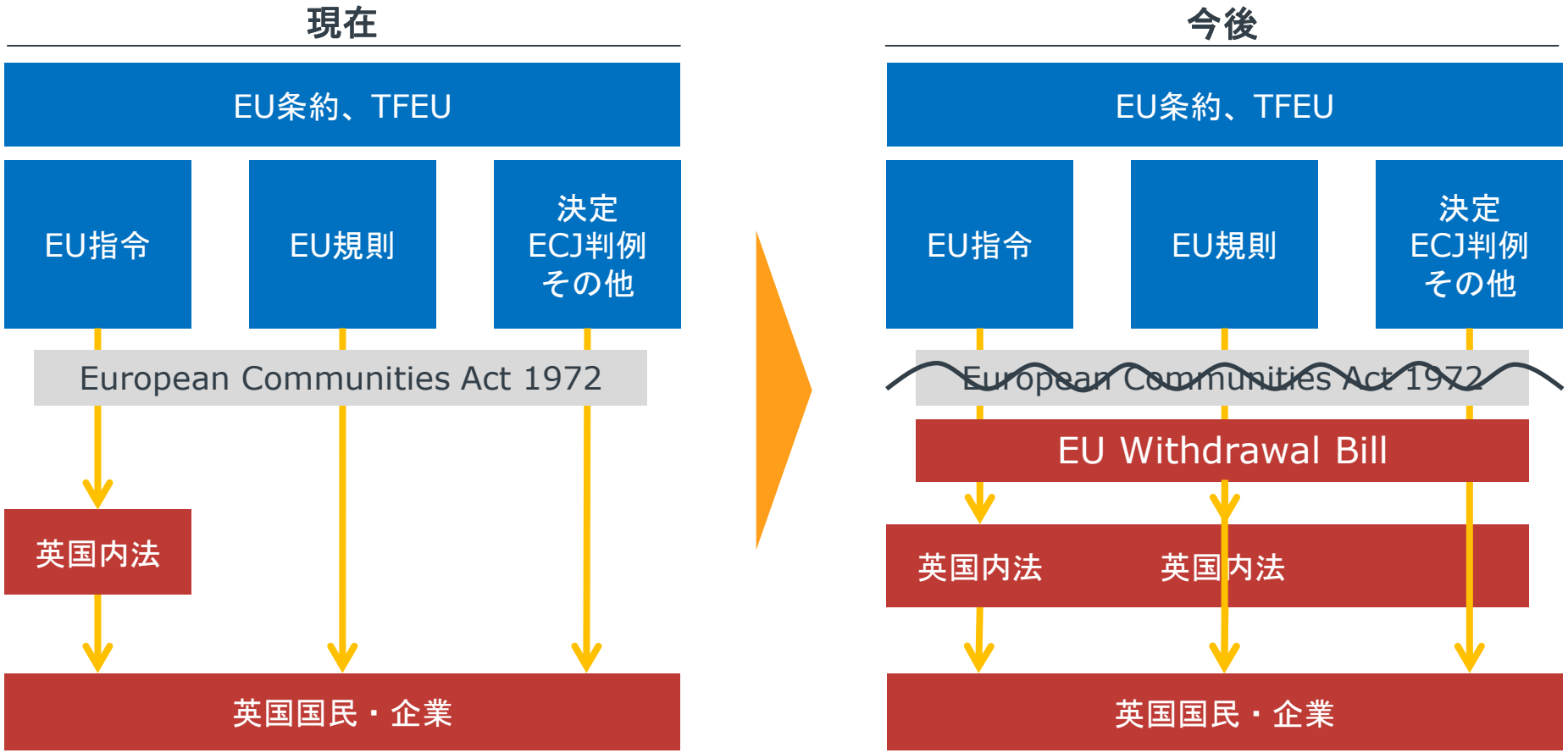

離脱直後はEU法の内容がほぼそのまま国内法として制定･施行される予定

ashurst

個別の法分野でのインパクト：会社法

- TFEUの第54条が適用されなくなることから、英国で設立された会社がEUではその法人格が認められない可能性がある（逆もあり）
  - 会社のLimited Liabilityが認められなくなり、株主が直接責任を負う可能性
  - 条約などで担保される可能性が高い
- EUに設立された英国会社の支店の取扱いが第三国の企業の支店として取り扱われるようになる
  - 登録の際の追加の手続
  - 本店のライセンスなどが自動的には認められなくなる可能性
- EU法で求められている会社の登記情報が英国企業には適用されなくなる（英国国内法に置き換えられる）
- European Companyの制度が英国では利用できなくなる

現状確認項目
- 英国子会社の支店がEUに設立されている場合にはBrexitによるそのインパクトを確認

ashurst

個別の法分野でのインパクト：関税

- 英国のEU離脱により「物の移動の自由」が失われる可能性が高い
- EUは多数の国・地域と自由貿易協定を持っていると共に、他国とも現在交渉中
  - 既存の協定：韓国、アフリカ・南米の数カ国
  - 交渉中：日本（2019年2月に発効予定）、中国、インド　等
  - これらの条件を英国がどの程度引き継ぐことができるかがポイント
- 最悪の場合はWTOモデル（ただしEUの条件を引き継げるかは不明？）
- 離脱後に英国は個別に第三国と自由貿易協定を締結することができる
  - オーストラリア/ニュージーランドなどが既に関心を表明
  - EU以上の巨大な経済圏を構築することができるか？
- 以下の場合は要分析
  - 英国からEUに輸出している
  - EUから英国に輸出している
  - EUが関税同盟を締結している国と英国の間で輸出入している場合

現状確認項目
- 製品の流れ、現地調達率の把握
- WTOルールの下での適用関税率の把握
- 新規契約においては英国のEU離脱の可能性を考えて交渉（例：関税や手続きにかかるコストを誰が負担するか、離脱後の貿易モデルに合わせた自由度の確保）

ashurst

個別の法分野でのインパクト：雇用

- 人の移動の自由が失われることにより、英国・EU加盟国間の労働者の移動が制限される可能性がある。
  - 現在居住している移民：現在英国にいると見られている300万人前後の他のEU加盟国からの移民、及び英国からEU加盟国への移民が英国のEU離脱後にそのまま居住できることになることはほぼ確実（各国毎に多少の手続きは必要となる）
  - 離脱後の移民：現時点での予想では第三国からの移民に対して適用されるビザのシステムがそのままEU加盟国民に適用される
  - ビザの発行などに関わる手続き・コストの増加
- EUの影響を受けていた英国の雇用に関する法律は徐々に緩和される？
  - Agency Workers Regulations 2010
  - Working Time Regulations 1998
  - Transfer of Undertakings (Protection of Employment) Regulations 2006（TUPE）

現状確認項目
- 英国で雇用している従業員のうち、他のEU加盟国の国民であり移動の自由の下で英国に滞在している従業員の人数・職種の把握（配偶者の移動の自由に伴い滞在している従業員も含む）
- 英国以外のEU加盟国で雇用している従業員のうち、英国国民であり移動の自由の下で当該加盟国に滞在している従業員の人数・職種の把握（配偶者の移動の自由に伴い滞在している従業員も含む）
- 今後の採用計画に対する影響の把握

ashurst

個別の法分野でのインパクト：規制

- 金融業務に関する指令・規則が英国に適用されなくなることによるパスポートの喪失
  - 例：英国で金融業務に関する認可を取得していた企業がEU加盟国でも認可なしで当該業務を行える
  - 英国とEU加盟国でそれぞれ認可を取得することが必要となる
  - ただし、以下のような会社には影響は少ない：
    - 日系金融機関でEUで支店を通じて事業を行っている会社（パスポートが認められていないため）
    - 加盟国ごとに個別の規則が存在している事業を行っている会社（コーポレートローンなどにはパスポートが存在しない）
- 相互認証を通じて英国の資格でEU加盟国で業務を行っていたビジネスへの影響
- 欧州における統一規制が適用されなくなる可能性（CEマーク、REACH、GDPR　等）
  - 手続き・コンプライアンスのコストの増加？
    - Authorized representativeを大陸へ移動する必要性
  - 英国がEUと異なった規制をそもそも設けるか？

現状確認項目
- 認可が必要と思われる業務においては、どの業務がどのような認可の下で事業を行っているかの現状把握
- 新規事業における英国のEU離脱を踏まえたうえでの許認可申請戦略の検討
- EUの法令の下で行われている手続き（CEマーク、REACH等）の現状把握

ashurst

個別の法分野でのインパクト：税制

- EU内の親会社子会社間での配当、利子、ロイヤルティーなどの支払に源泉徴収税が課せられることになる可能性がある
  - Parent Subsidiary Directive (2003/123/EC)
  - Interest and Royalties Directive (2003/49/EC)
- 英国・EU間の輸出入に関してVATの現物支払いが発生する可能性がある
  - 還付や登録の手間が発生する
- 英国がEUの枠組みから外れて、企業に魅力的な税制度を提供できる可能性
  - 付加価値税の撤廃・制度変更
  - 企業に有利な税制（更なる法人税の削減（現在20%→将来15%？））
  - 税金を利用した国家補助の実現（特定の産業に対する低税率）（EUは反対）

現状確認項目
- 欧州におけるグループ体制の現状把握（資本関係　等）

ashurst

個別の法分野でのインパクト：知的財産権

- 英国レベルの権利（特許、商標、意匠）には大きな影響はないと思われる（英国知的財産庁が今後も管轄）
  - European Patentに関しても大きな影響はないと思われる（EPCはEUとは関係ない条約のため）
- 登録が必要ない権利（Unregistered Trade Marks, Unregistered Design Rights)にも大きな影響はない
- 欧州レベルで登録・管理が行われている権利(European Union Trade Mark, Registered Community Design) は、英国をカバーしなくなる
  - 既存の権利はどうなるか？
  - Supplementary protection certificates, plant breeders' rightsは利用できなくなる可能性もある？
- 統一特許規則に基いたEU統一特許(Unitary Patent)の導入と、統一特許裁判所(Unified Patent Court)に関わる協定に基づいた統一特許裁判所のロンドンでの設置が検討されていた
  - 英国やドイツなど28か国中25カ国が条約を批准
  - 2017年中のスタートが予定されていたが、2018年以降になる可能性が高い
  - 英国のEU離脱後の取り扱いは不明
- 著作権についてはEUレベルの法律の標準化の流れがあるが、英国には適用されない可能性がある
  - 特にDigital Single Marketへの英国の参加は難しくなる可能性がある
- 知的財産のライセンスについては大きな影響はない
  - 英国での特許ライセンスの登録にも影響はない
  - ライセンス契約で地域がEUとされているものについては見直しが必要？
- Exhaustion of rightsは英国には適用されなくなるため、EUから英国の並行輸入を阻止できる？

現状確認項目
- 欧州レベルで登録されている権利の把握
- ライセンス契約における地域などの確認

ashurst

個別の法分野でのインパクト：個人情報保護法

- EUの新しい個人情報保護規則であるGeneral Data Protection Regulation（GDPR）は、2018年5月25日から適用が開始される
- 英国がEUから離脱した際にはGDPRの適用がされなくなる
  - ただし、離脱のタイミングは適用開始以降になるため、最低でも数ヶ月は英国でもGDPRが適用される
- 英国がEUから見た第三国と扱われることにより：
  - EUから英国への個人情報の移転が禁止される可能性がある
    - 適切性判断が取得されればよいが、時間がかかる可能性はある
    - SCC/BCRの利用等が必要となる可能性がある
  - 英国の当局だけでなくEUの当局ともやり取りをしなければならなくなる可能性がある
  - EU域内に別途拠点がない場合にはRepresentativeを任命しなければならなくなる可能性がある
- 個人情報を第三国に転送するために、英国をハブとした施策をとっていた企業は、施策の見直しが求められる可能性がある
  - SCCにおいて英国企業はExporterではなくImporterとなる
  - BCRにおいては変更は必要ないが、英国で登録していたものをEU域内で再登録することが必要となる可能性がある

現状確認項目
- 現在とられている第三国への個人情報移転のための施策の内容確認
- 英国がEU離脱をする可能性を念頭に置いたGDPRのコンプライアンス施策の立案

ashurst

個別の法分野でのインパクト：契約法

- 英国の契約法は特定の分野（消費者保護に関する法律など）を除いてはEU法の影響をそれほど受けていないため、英国のEU離脱が直接契約の有効性や解釈などに影響を与える可能性は低い
  - 既存の契約において英国のEU離脱が契約解除の理由となるか？
  - Materiality：契約の本質的な部分に影響を与えるか
  - 契約の実施が不可能、force majeureなどの理由が存在するか
  - 明示的に英国のEU離脱が契約理由となっているか
- 4つの自由を前提とした部分が契約に含まれている場合は変更を検討
  - 関税は誰が払うのか
  - サービスの提供は国境を越えて可能なのか
- 販売店契約などにおいてEUから英国への販売（passive/active）を禁止することが可能となる？

現状確認項目
- 既存の重要な契約において英国のEU離脱がインパクトを与えるような条文があるか確認
- 契約の更新などのタイミングでの必要な変更を行う

ashurst

個別の法分野でのインパクト：準拠法・管轄

- 移行期間の終了までに締結された契約や損害を発生させた事象については、Rome I/Rome II Regulationsの住居法選択の原則が適用される
  - Rome I Regulation：当事者が選んだ契約が適用される
  - Rome II Regulation: 損害が発生した国の法律が適用される
- 移行期間終了後
  - 契約：英国の裁判所がこれまでの判例法の原則に基づいて、当事者の意思を尊重し、英国法を契約の準拠法とすることを認める可能性が高い。同意がない場合には英国の判例法に基づいて決定される
  - 不法行為：英国判例法のスタンスと大きな違いがあるために、裁判所は本原則を認めない可能性がある
- Brussels Regulation の下での管轄と執行に関するルールが英国には適用されなくなる
  - 管轄：英国裁判所はこれまで通り当事者の選択を受け入れると思われる
  - 執行：英国での判決をEU加盟国において執行することに手間がかかる可能性
    - Lugano Conventionの英国としての批准？
    - 仲裁のより積極的な利用？
- EU加盟国においてはRome I/II/Brussels Regulationsはそのまま適用されるため、当事者が英国法・英国裁判所を選択した場合は当該裁判所において認められる
- 英国はこれらのEU法を国内法に組み込む準備があるとしている

現状確認項目
- 既存の重要な契約における準拠法と管轄の確認
- 今後英国・EU加盟国にある会社間の取引においては紛争解決手段に仲裁を利用することを検討

ashurst

個別の法分野でのインパクト：競争法

- 協調的行為の禁止、及び支配的地位の濫用に関する法制度が英国のEU離脱後すぐに変わるとは思われない
  - ただし、EU法を考慮した解釈は今後英国競走法当局（CMA）には求められなくなる
- 英国のEU離脱に伴い、違反行為の調査や合併審査などに関して、これまで欧州委員会かCMAのどちらかだけが行っていた作業が平行して行われる可能性がある
- 欧州委員会が直接英国の会社に対してDawn Raidや調査などを行う権限もなくなる
- 英国裁判所が競争法の民事裁判で利用されなくなる？
  - 欧州委員会による決定が英国裁判所での民事裁判で裁判所を拘束しなくなる（Regulation 1/2003が適用しなくなるため）
  - Damages Directiveの下での加盟国当局の違反決定を裁判所がprima facie evidence（疎明する資料）として扱うという原則が適用されなくなる
  - Brussels Regulation 第6条第1項の「関連する請求については、少なくとも一の被告が所在する加盟国裁判所で訴えを提起することができる」という原則があてはまらなくなる（ただし、英国にはコモンローの類似原則がある）
- EU Block Exemptionが適用されなくなる（但し英国で類似の国内法が制定される可能性が高い）

現状確認項目
- Dawn Raid/リニエンシーポリシーなどの確認

ashurst

個別の法分野でのインパクト：M&A

- 非上場企業の買収
  - デューデリジェンスの際に英国のEU離脱の影響を勘案することが必要（従業員、物の流れ　等）
  - 買収契約自体の条文おいては前述の知的財産権や競争法に関するポイントを考慮する必要がある
    - TUPEが廃止された場合には、事業買収の際の従業員の取扱いが大きく変わることとなる
- 上場企業の買収
  - 英国の買収規則（Takeover Code）がEUのTakeover Directiveの雛型になっていることから、離脱の影響を受けてCodeが改正される可能性は低い
  - ただし、中長期的には英国とEU加盟国の買収規則に乖離が発生する可能性はある
- EU加盟国にまたがって存在する複数の会社間での合併を可能としていたDirective on Cross-Border Mergers of Limited Liability Companies (2005/56/EC)の仕組みは使えなくなる

現状確認項目
- 英国のEU離脱によりインパクトを受けるエリア（四つの自由）をDD実施の際に勘案

ashurst

個別の法分野でのインパクト：その他

- 英国子会社によるEU公共調達への参加への影響
  - 英国独自の公共調達ルールの可能性
- 不動産の売買・賃貸などに関する法的インパクトはほぼなし
  - ただし、ファンドによる不動産投資に関しては金融規制の変更に要注意
- 倒産手続きにおいて、EU全体での統一手続きを英国からは簡単には行えなくなる可能性
- 通信、エネルギー、運輸、航空などの個別の分野におけるインパクトも要検討

ashurst

事業の移転にかかるコスト

英国からの事業の移転に関しては、英国側での事業の閉鎖と大陸側での事業の立ち上げの両方に関わる様々な法的インパクトをコストベネフィットの観点から検討しなければならない

英国側での事業の閉鎖

- 従業員の配置転換・解雇
- リースの解除
- 環境問題
- 契約の解除・譲渡
- 許認可の返還
- 英国法人の清算
- （事業売却）

大陸側での事業の設立

- 会社の設立
- リース契約
  （内装工事、ITシステム構築）
- 従業員の雇用
- 様々なポリシーの作成
- 許認可の取得
- （事業買収）

移転の判断基準

- 英国における事業の継続コストとメリットの合計が、左の二つの移転コストとメリットの合計よりも低い場合
- 認可の関係から英国からは事業が継続できない

これらのポイントが判断できるようになるのは交渉がもう少し進んでから

ashurst

主要加盟国における雇用条件などの比較

	英国	フランス	ドイツ	アイルランド	スペイン
最低賃金	£5.3 - £7.2 (€6.3 - 8.5)	€9.67	€8.84	€9.25	月€655.2
労働時間規制	週48時間だが除外可能	週35時間	1日8時間	週48時間	週40時間
社会保障雇用者負担	13.8%	45%	20%	11%	30%
年金	社会保障負担により拠出	雇用者が6割負担	社会保障負担により拠出	社会保障負担により拠出	社会保障負担により拠出
有給	年5週間（+バンクホリデー）	年5週間	年20日	年4週間	年22日
社内労働組合 (Works Council)	なし	あり	あり	なし	あり
解雇	＜基準＞	比較的困難	比較的困難	比較的困難	比較的困難
英語をしゃべる人口	97%	39%	70%	98%	22%
法人税	20% (2020年4月1日からは18%)	33.33%	29.79%	12.50%	25%

様々な条件を総合的に勘案して比較を行うことが重要

ashurst

aQ Legal and Business Skills JETRO Brussel Brexit Seminar 4March20

© Ashurst 2018

ashurst